

平成 27 年度国立研究開発法人放射線医学総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人放射線医学総合研究所(以下、「研究所」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度国立研究開発法人放射線医学総合研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 研究所における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 457 件、契約金額は 90.3 億円である。また、競争性のある契約は 442 件(96.7%)、87.9 億円(97.3%)、競争性のない契約は 15 件(3.3%)、2.4 億円(2.7%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数は微減、金額は微増となっている(件数は 11.8%の減、金額は 0.37%の増)。

研究所は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)等に基づき平成 22 年 4 月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づいて、競争性のない随意契約の削減に向けた活動を契約監視委員会の意見も参考としつつ推進してきた。その中で、法令的には一者とは限らないが、過去、その一者以外に入札に参加したことがない事例や、設備・機器自体が研究開発の成果であり、研究開発した一者以外にはメンテナンスなどを行うことができない事例などが多数発生した。このため、事業の目的を達成するために、条件を必要最低限として明確な仕様内容にしたとしても、一者しか実施できないと考えられる調達について、他に契約相手になりうる者がいないかを確認をするために行う「公募」であって、「公募」の結果、他社からの応募がなかった場合、当該者と随意契約する(以下、このような公募を「参加者確認公募」という。)といった競争性のある随意契約を実施することなどにより、「随意契約等見直し計画」の競争性のない契約の件数の達成を図ってきたところである。なお、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成 26 年 10 月 1 日総務省行政管理局)の趣旨に沿って、研究所では昨年度、随意契約できる事由を国立研究開発法人の特色を踏まえてより具体的に規定化しており、現時点では以前よりも多くの契約を競争性のない随意契約として契約することが可能となっている。

また、昨年度の実績として、競争性のない随意契約としたものは、上下水道等供給元が定まっている契約の他、病院の運営に係る契約が主である。病院の運営に係る契約では、患者の治療計画への影響を最小限に留めるため、治療装置等の故障等による緊急の調達案件は、競争性のない随意契約としているところである。

表1 平成26年度の放射線医学総合研究所の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(78.5%) 394	(92.1%) 119.20	(78.6%) 359	(87.4%) 78.91	(△8.9%) △35	(△33.8%) △40.29
企画競争・公募	(18.1%) 91	(6.3%) 8.16	(18.2%) 83	(9.9%) 8.94	(△8.8%) △8	(9.6%) 0.78
競争性のある 契約(小計)	(96.6%) 485	(98.4%) 127.36	(96.7%) 442	(97.3%) 87.85	(△8.9%) △43	(△31.0%) △39.51
競争性のない随 意契約	(3.4%) 17	(1.6%) 2.06	(3.3%) 15	(2.7%) 2.43	(△11.8%) △2	(18.0%) 0.37
合 計	(100%) 502	(100%) 129.42	(100%) 457	(100%) 90.27	(△9.0%) △45	(△30.3%) △39.15

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2) 研究所における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は287件(66.3%)、契約金額は57.7億円(66.2%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている(件数は8.3%の減、金額は20.7%の減)。

これは、複数年一者応札・応募が継続している調達案件について、応募の可能性がある企業等に積極的に仕様書に対する意見聴取など、複数者応札・応募へ向けた努力を行った結果である。しかし、そのような努力を行った上でも一者応札・応募に至った調達案件も多くあり、例えば、プログラムの改修といった知的財産に係わる案件、施設設備に高度な知識・技能が必要である案件など、競合できる他者がいない案件も多く見られた。研究所では、昨年度、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」の趣旨に沿って、随意契約できる事由を国立研究開発法人の特色を踏まえてより具体的に規定化しており、現時点では以前よりも多くの契約を競争性のない随意契約として契約することが可能となっている。

表2 平成26年度の放射線医学総合研究所の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	156 (33.3%)	146 (33.7%)	△10(△6.4%)
	金額	19.03(20.7%)	29.42(33.8%)	10.39(54.6%)
1者以下	件数	313(66.7%)	287(66.3%)	△26(△8.3%)
	金額	72.75(79.3%)	57.71(66.2%)	△15.04(△20.7%)
合 計	件数	469(100%)	433(100%)	△36(△7.7%)
	金額	91.78(100%)	87.12(100%)	△4.66(△5.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定)及び「独立行政法人の随意契約に係る事務について」に基づき研究所は随意契約に関する規程等を見直し、昨年度改定した。平成 27 年度は、上記閣議決定及び行政管理局通知の主旨に沿って、研究成果の最大化を目指すために、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務をはじめ研究所の事務・事業の特性を踏まえ、研究所の規程等を的確に運用し、随意契約その他の合理的な調達を実施する。その際に、一般競争入札を実施しないことによる公平性・透明性の低下に関しては、随意契約にあっても事前と契約後の公表を徹底するとともに、契約監視委員会の事後点検を受けることにより対処するとともに、一者応札・応募案件についても関係者への声掛けなど従前の活動は継続することとする。

その中で、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第 14 条第 1 号から第 6 号に掲げる業務(以下「研究開発等」という。))及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の一部の業務を追加し、平成 28 年 4 月 1 日に国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に名称変更するための業務(以下「統合準備業務」という。))について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 「研究開発等」に関する調達

研究開発等に関する調達について、研究開発成果の最大化を目指すために、平成 27 年度においては、以下の取組及び下記3. 調達に関するガバナンスの徹底を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。

- ① 研究所の規程等の適正な運用による、随意契約の実施【随意契約を実施することにより透明性・公開性を高める。契約監視委員会において随意契約の透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受ける。】
- ② 一者応札・応募案件の削減【平成26年度実績の件数・金額よりも削減する。】

(2) 「統合準備業務」に関する調達

「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律」が第 189 回国会で成立した。このため、研究所は、全ての統合準備業務に関する調達を今年度内に完了している必要がある。時間的な制約がある中で、当該業務に係わる調達案件を下記3. 調達に関するガバナンスの徹底の実施により公正性・透明性を確保しつつ随意契約に関する規程を適切に適応して合理的な調達を目指す。

- ① 研究所の規程等の適正な運用による、随意契約の実施【随意契約を実施することにより透明性・公開性を高める。それを踏まえ、契約監視委員会において随意契約の透明性、公開性、妥当性等の事後点検を受ける。】
- ② 日本原子力研究開発機構の調達に係わる規程・制度との比較検討を実施し、より公正性・透明性が確保された合理的な調達に係わる規程・制度を策定する。【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構としての公正性・透明性が確保された合理的な調達に係わる規程・制度を策定する。】

(3) その他の業務に関する調達

その他の業務に関しては、平成 27 年度が中期計画の最終年度であるため調達案件が増加するものの、事務用パソコンの一括調達、単価契約の推進、他の法人の調達成功事例の導入及び下記3. 調達に関するガバナンスの徹底を行うことにより、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。また、病院の運営に関した調達においては、放医研を利用さ

れる方へのホスピタリティ等も考慮して調達を行う。

【事務用パソコンの一括調達、単価契約の推進、他の法人の調達成功事例の導入の何れかについて、成果を上げる。】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

競争性のない随意契約による調達を予定する案件(少額随意契約、不落随意契約を除く。)については、事前に法人内に設置した契約審査委員会(委員長は契約担当役)において、研究所の規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるとともに、契約監視委員会から事後点検を受けるシステムとする。

ただし、患者へ使用する必要がある装置の故障により、治療に支障を生じていて、緊急に修理をしなければならないといった緊急性が高い調達等、止むを得ないと認められる場合は、事後に契約審査委員会に報告を行うこととする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

研究所では、これまで調達に関する内部チェックマニュアルを作成している。また、今年度より調達担当職員を対象としたe-learningを実施するとともに、定期的な研修を行う。研修については、内部チェックマニュアルの担当職員間での定着状態をチェックして研修計画の見直しを行う。

また、他の法人において不祥事が発生した場合には、情報を収集・分析し、規程、マニュアル等へ反映する必要があるかを確認し、必要がある場合には修正する。

(3) 随意契約の結果の公表

随意契約(少額随意契約を除く。)を行った場合には、概ね半年に一度開催される契約監視委員会に報告した後、随意契約の透明性を確保し、公平性、妥当性が確認できるよう、速やかに理由などを付けて公表する。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に取りまとめ、6月末日までに自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会を今年度内に設置し、調達等合理化に取り組む。

総括責任者	総務担当理事
副総括責任者	総務部長
メンバー	各センター長、外部有識者

(2) 契約監視委員会による点検

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、当計画の策定及び自己評価の際に点検を受けるとともに、契約事務取扱細則に規定する競争性のない随意契

約(少額随意契約及び不落随意契約を除く。)、一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を受ける。契約監視委員会の審議概要を公開するとともに、契約監視委員会から意見又は改善の指導等を受けた場合には、対処する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、研究所のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を踏まえて調達等合理化計画の改定を速やかに行う。